

## 「収入が無くなったことはとても辛い。それ以上に演奏の日々を奪われたことはプロの演奏家にとって人生そのものを奪われたに等しい」

9月26日、布施木さん、杉本さんの不当解雇撤回を求める裁判（平成25年（ワ）第3039号 地位確認及び賃金等支払請求事件）が横浜地方裁判所五〇二法廷にて始まりました。

8月1日の訴状提出による本訴提起したことを受け、横浜地裁にて口頭意見陳述が行われました。傍聴者は30名を越えましたが、被告の神奈川フィル理事側は答弁書を提出したのみで、不出頭のなか開廷となりました。訴状を補足する形で、布施木さん、杉本さん、代理人の田淵弁護士の順で口頭による意見陳述が行われました。

3名からは、これまでに労働委員会等で主張してきたように、

①厳格なオーディションを突破してオーケストラの一員となることから、プロの演奏家としての技量を備えていることは証明されているのにもかかわらず、また、これまで多くの演奏を行ってきたて、解雇にいたるまで指揮者、他の楽団員から「演奏に問題がある」、「演奏態度が悪い」と指摘を受けたことがない

**布施木さん、杉本さんの不当解雇撤回を求める裁判（本訴）始まる！**

②2名が嫌われ解雇されたのだとすれば、楽団員全員が低すぎる給与等の処遇改善を求めた労働組合活動しか考えられず、解雇明らかな不当労働行為である

③神奈川フィルでの演奏の日々を奪われたことはプロの演奏家にとって人生そのものを奪われたに等しい

④具体的な根拠も示さず、抽象的に「演奏技術が低い」、「態度が悪い」と「言いがかり」をつけて解雇できるのであれば、日本全国のオーケストラにおいて解雇は自由に行えるようになってしまふ

と訴えを行いました。

また、最後には「裁判所が必ず最後には正しい判断を下さると信じて」と訴えて発言を終りました。

次回は11月28日口頭弁論が行われます。引



き続き皆様の支援活動をお願いします。

### ○布施木さんからの訴え

神奈川フィルは、楽団員みんなで育ててきた楽団で、私にとって職場であるという以上に人生そのものというべき存在でした。

ところが昨年4月、楽団から解雇の通知を一方的に受けました。解雇理由は4つ挙げられていましたが、既に決着済の問題を蒸し返しており、事実無根のことばかりが記載されていました。特に、演奏技術が著しく低く、態度が極めて悪いとされていることには、強い憤りを覚えます。今回の解雇では「指揮者の指摘」があつたとされていますが、私たちに對して直接指摘があつたわけではなく、そのような指摘があつたと解雇を進めた音楽の専門家でない理事たちから聞かされているだけなのです。

今回一緒に解雇された2人が楽団から解雇される程に嫌われたのだとすれば、労働組合活動しか考えられませんが、楽団は給与を削減したた

め、私の解雇直前の年収は手取で300万円台に止まっており、楽団員全員が低すぎる給与に苦しんでいました。少しでも待遇を改善して欲しいと願ひ、神奈川フィル分会を平成21年3月に立ち上げましたが、それ以降、楽団は一貫して神奈川フィル分会を嫌悪し、まともな団体交渉を行わず、組合員個人に對しても露骨な嫌がらせを繰り返しました。また理事たちは、団体交渉の中でも「信頼関係なんかどこにもない」、「合意なんかいつまでたつてもできない」、神奈川フィル分会は「30年前の組合」であり、さらに少数派組合として無視するかのような発言を行い、神奈川フィル分会の存在を疎ましく思い、弱体化・消滅を願っていたことは明らかです。

解雇された後、神奈川フィルの演奏に参加できない日々が続いています。解雇されたことで収入が無くなったことはとても辛いですが、それ以上に、神奈川フィルでの演奏の日々を奪われたことは、プロの演奏家にとって人生そのものを奪われたに等しいことです。二人ともプロの演奏家としては「生ける屍」だと言つても決して過言ではあ



りません。この裁判には、二人の「演奏家生命」がかかっているのです。

また、理事たちが、具体的な根拠も示さず、抽象的に「演奏技術が低い」、「態度が悪い」と「言いがかり」を付けて演奏家を解雇できるのであれば、日本全国のオーケストラにおいて、解雇は自由に行えるようになってしまふ。その意味でもこの裁判は日本全国のオーケストラの未来もかかっているのです。

### ○杉本さんからの訴え

平成21年3月神奈川県公務公共一般労働組合神奈川フィル分会を立ち上げまし

た。しかし、理事側は神奈川フィル分会を軽視・敵視してまともに交渉をしないまま、60歳以降フルタイム稼働で40%賃金カットや、形ばかりの退職金規程を作って65歳定年制を導入する、就業規則の不利益変更を行うなどを実行しました。神奈川フィル組合を嫌悪し、消滅を願っていたことは明らかです。

今回の私たちに對する解雇理由として、4つの理由が挙げられていますが、どれも事実無根のものや、決着済みのものであることからすると、理事たちが私たちの組合活動を嫌悪し、排除したいと考えて私たちの解雇がなされたものとして考えられませんか。

特に納得できないのが、演奏技術、態度に関して指揮者の指摘があったとされていることです。これまで30年間にわたり神奈川フィルで演奏を続けて来ましたが、演奏技術や態度について問題があると指摘されたことは一度もありませんでした。また、今回理事側が言う「指揮者の指摘」についても、直接私たちに指摘があったことはなく、理事側を通してそのような指摘があったと伝えられているだけなのです。私たちとしては、音楽家ではない理事たちではなく、音楽家である指揮者から直接話を聞いて、改善するべきと

ころは改善しなければならぬと考えていましたが、結局、直接指揮者と話しをする機会を与えられないまま、今回の解雇理由に挙げられているのです。

オーケストラ奏者、特に弦楽器奏者については、怪我や病気など以外で演奏技術が衰えると言うことは考えられません。逆に経験を積むことによって、レパトリリーは拡がり、様々な指揮者、コンサートマスターに對する対応能力、音楽の時代性やカテゴリーによる奏法の変化、ホールや編成の大小などによる調整能力などが熟達し、年を追うごとに技術は熟練していくのです。ですから世界中のどのこのオーケストラでも経験を積んだ楽団員を大切にします。そのため、技術を問題にした解雇というのは、常識のあるオーケストラでは起こりえないことです。楽団が私たちを解雇したのは、組合活動の中心を担い、楽団の経営の杜撰さを暴こうとする私たちが目障りだからにほかならないと思います。

理事たちが具体的な根拠も示さず、抽象的に「演奏技術が低い」、「態度が悪い」と「言いがかり」を付けて演奏家を解雇できるのであれば、日本全国のオーケストラにおいて解雇は自由に行えるようになってしまします。この裁判には日

本全国のオーケストラ奏者の未来もかかっているのです。裁判所では、このような楽団の意図を正しく理解し、正しい判断を下して下さるものと信じています。

### 今後の裁判・審問日程

<第4回県労働委員会審問>

【日時】10月17日(木)

集合：午前9時30分

審問：10時～

【会場】労働プラザ

集合：7階控え室

審問：6階審問室

【内容】証人尋問 金聖響指揮者

<横浜地裁第2回期日>

【日時】11月28日(木)

集合：10時30分

裁判：11時～

【会場】地裁502号法廷

集合：1Fロビー

【内容】口頭弁論



## 杉本さん布施木さんの解雇を撤回させ、神奈フィルを良くする会

### 入会申込書

杉本さん布施木さんの解雇を撤回させ、神奈フィルを良くする会に入会します。

年会費(個人1口1000円、団体1口3000円)

|            |     |        |               |     |
|------------|-----|--------|---------------|-----|
| カナ         |     |        | 会員区分(該当する方に○) |     |
| 氏名         |     |        | 個人            | 団体  |
|            |     |        | 年会費           | 口 円 |
| 住所<br>(自宅) | 〒 ー |        |               |     |
|            | 電話  |        |               |     |
|            | 携帯  |        |               |     |
|            | メール |        |               |     |
| 所属         | 名称  |        |               |     |
| 会費領収書 要・不要 |     | 事務局使用欄 | NO            |     |